

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，市議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出

三次市長 福岡 誠 志

専決処分第 6 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

三次市長 福岡 誠志

三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例（平成 20 年三次市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。